

## 指名停止措置

株式会社新都メンテナンスは、高知市上下水道局が発注した「令和5年度初月分区污水管渠築造工事」において下水管を敷設する作業中に生じた地山の崩壊により、作業員が脳挫傷となり死亡した事故について、掘削業務における作業方法から生ずる危険を防止するための措置（土止め支保工等）を講じていなかった。この事実に対して当該業者及び同社工務課長は、高知簡易裁判所から略式命令を受け、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪により、罰金20万円（法人）及び罰金50万円（個人）の刑が確定し、令和8年5月22日に営業停止処分を受けた。

このことが、安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱別表第1の第3項第7号に該当するため指名停止を行う。

### 指名停止業者及び指名停止措置期間

番号	商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地	指名停止期間
2	株式会社新都メンテナンス	代表取締役 秋山 仁男	高知市新田町15-28	令和8年6月3日から令和8年8月26日まで